

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

平成 22 年 3 月 3 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

現在、加入者情報システムにおいては、加入者情報の新規登録・変更等といった多くの業務の処理時限を午後 4 時としているが、今般、口座管理機関及び株主名簿管理人からの当該業務処理時限を延長して欲しい旨の要望を踏まえ、加入者情報システムで取り扱う業務のうち、午後 4 時を処理時限とする業務について、特定の日を除き、業務処理時限を午後 5 時に延長することとする。

また、担保株主（質権設定者又は特別株主）に係る加入者情報照会機能として、加入者情報 Web 端末による画面照会機能を提供しているが、当画面照会は 1 回に 1 件の加入者口座コードの照会のみが可能な仕様であることから、今般、口座管理機関からの複数件の一括照会を可能とする手段の提供についての要望を踏まえ、既存の加入者情報 Web 端末による画面照会機能に加えて、複数件の一括照会を可能とするファイル伝送による照会機能を提供することとする。

これらに伴い、株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）を一部改正するとともに、その他所要の整備を行う。

2. 改正概要

（1）ファイル伝送におけるデータの授受の時間の延長

機構加入者及び株主名簿管理人が機構に通知する加入者情報に関するデータの授受の時間を、現在午前 3 時から午後 4 時までとしているものについて、午前 3 時から午後 5 時までに延長する。

（規則 別表 3 2（1）及び ）

（2）加入者情報 Web 端末におけるデータの授受の時間の延長

機構加入者及び株主名簿管理人が機構に通知する加入者情報に関するデータ及び機構が機構加入者及び株主名簿管理人に通知する加入者情報に関するデータの授受の時間について、現在午前 8 時30分から午後 4 時までとしているものについて、午前 8 時30分から午後 5 時までに延長する。

（規則 別表 3 4）

（3）ファイル伝送による加入者情報照会機能の追加

担保株主（質権設定者又は特別株主）に係る加入者情報照会について、複数件の一括照会を可能とするファイル伝送による照会機能を提供する。

（規則 別表 3 2（1）、同 2（2））

(4) その他規定等の整備

形式的な文言の修正等を行う。(規則 別表 1、同別表 3 4 (1))

3 . 施行日

2 . (1)、(2) 及び (4) の改正規定については、平成22年 4 月19日から施行する。2 . (3) の改正規定については、平成22年 3 月 8 日から施行する。

以 上